情報を共有してまちづくりに参画しましょう！

市民

自らがまちづくの主体であることを自覚し、実践します

第12条 市民の権利

- ○安全・安心な生活を営む権利
- ○行政サービスを享受する権利
- ○情報を知る権利
- ○意見・提案を表明する権利
- ○まちづくり・市政に参画する権利

第13条 市民の責務

- ○発言・行動に責任を持つ
- ○基本的人権の尊重
- ○まちづくりの主体であると自覚

●情報提供
●分かりやすい説明

●選挙
●市政への参画

人権尊重

情報共有

市民参画

●選挙
●市政への参画

●情報提供
●公正・誠実な行政サービス
●コミュニティ組織の支援

議会

市民の意思が市政に反映されるように努めます

市

市民の意思が反映された市政運営を行います

●市政運営の監視
●施策の意思決定

●市政運営の説明責任
●政策の提案

第16条 議会の役割と責務

- ○議会の権能の発揮
- ○市民意思の適切な把握
- ○開かれた議会運営

第17条 議員の責務

- ○公正・誠実な議員活動

第18条 市長の責務

- ○公正・誠実な市政運営
- ○指導力の発揮

第19条 職員の責務

- ○公正・誠実な職務活動

自治基本条例策定に関わって

平成24年6月から自治基本条例検討委員会の委員として活動しましたが、今回の条例制定への取組と進め方がとてもユニークで目新しく感じられました。

具体的には、検討が始まって間もない平成24年8月に、我々検討委員会委員が、市内各中学校の中学生や石橋高校生、自治医科大学生と一緒になって、下野市の特徴や将来への想いを出しあったり、11月に、検討委員会が議会・行政部会と市民部会の2つに分かれて、市議会議員や市職員、市民団体との間で、条例への思いやまちづくりへの市民参加について意見交換したことです。

個人的には、自治基本条例先進地の条例を熟読し、鹿沼市の市民活動団体の代表に相談したり、とちぎ協働デザインリーグの先生にも教えていただくこともありました。

中間報告後の市民フォーラムや条例について市民に知ってもらうために開催した説明会も思い出深く、広報チームや条文起草チームにも所属して楽しく勉強させていただきました。

この条例により自治の本質をわきまえ、住んでよかったよいまちにしたいものです。

（元自治基本条例検討委員会委員起草チームメンバー鈴井祐孝さん）